

災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は、下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

1. 公募日 令和7年11月28日

2. 担当官等 中国地方整備局 苫田ダム管理所長 松本 倫明

3. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定
- (2) 活動場所 苫田ダム管理所管内全域を活動区域とした災害応急対策活動等への協力を原則としますが、災害の規模により協定締結区域外及び対象設備以外での活動も実施する場合があります。
- (3) 活動内容 苫田ダム管理所所管の電気通信設備において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、協定業者で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動等を実施するものです。なお、電気通信設備とは、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室制定「電気通信設備工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に定める設備であり、本協定において、電気設備とは、共通仕様書第3編電気通信設備工事共通編及び第4編電気設備編に記載の設備です。また、通信設備とは、共通仕様書第3編電気通信設備工事共通編及び第5編通信設備編並びに第6編電子応用設備編に記載の設備です。
- (4) 協定期間 令和8年1月22日 ～ 令和10年1月21日
- (5) 出動要請 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合があります。

4. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、電気設備について協定締結を希望される場合は「受変電設備工事」又は「電気設備工事」、通信設備について協定締結を希望される場合は「通信設備工事」の認定を受けていること。（会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 次のいずれかの実績を有するものであること。

平成22年度以降において、中国地方整備局が発注した次に掲げる施工実績を有すること。

①電気設備については、「受変電設備工事」又は「電気設備工事」の施工実績

②通信設備については、「通信設備工事」の施工実績

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者であること。なお、当該活動に専任の義務はないものとする。また、複数名の登録が可能である。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（申請書提出期限日以前に3ヶ月以上雇用関係があること）。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「監理技術者制度運用マニュアル二―四(2)、(3)、(4)」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 電気設備については、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士法による技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門、建設部門に係わるものに限る））の資格

を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- ③ 通信設備については、1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・技術士法による技術士（電気電子部門、又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係わるものに限る。））の資格を有する者。

・建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、電気通信工事業に係る建設工事で発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) 基本協定応募資格確認申請書（基本協定応募資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 岡山県内に建設業法の許可を有する本店（本社）、支店（支社）又は営業所が所在すること。

5. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格を満たしている者で行う。
- (2) 希望者がいない、又は少ない設備は、当該設備を対象とし、申請全者に再度意思確認を行い承諾を得られた者を割り当てて場合があります。
- (3) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

6. 担当部局

〒708-0433 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4

国土交通省中国地方整備局 苫田ダム管理所 総務係

TEL 0868-52-2151（代表）

FAX 0868-52-2156

7. 応募資格の確認等

- (1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

- ①基本協定応募資格確認申請書【別記様式1】
- ②令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- ③過去の施工実績【別記様式2】

平成22年度以降において、中国地方整備局が発注した「受変電設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」の施工実績について記載願

ます。

CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

⑤担当設備希望調査票【別記様式4】

（2）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出すること。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月23日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：6. に同じ。

（3）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合には、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：令和7年12月1日（月）から令和7年12月8日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

③提出場所：6. に同じ。

（4）（3）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和7年12月23日（月）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：6. に同じ。

（5）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めない。

(別記様式 1)

基 本 協 定 応 募 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

苫田ダム管理所長 松本 倫明 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和7年11月28日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（電気通信工事）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書7.(1)②に定める令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
- 2 基本協定締結説明書7.(1)③に定める過去の施工実績を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書7.(1)④に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書7.(1)⑤に定める担当設備希望調査票

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式2)

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工事 名称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受 注 形 態	単体／JV (出資比率)
工事 内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注)・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
- ・同種工事がCORINSに登録を義務付けている発注機関の工事（500万円未満の工事は除く。）の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。
- ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 3)

総括的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏 名 (フリガナ)	技術者	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
所属・役職	〇〇部 〇〇〇	
法令等による資格・免許	1 級〇〇施工管理技士 (取得年及び登録番号)	
貴社に在籍 される技術 者数	基本協定締結説明書 4. (6) ②に示す資格を有 する者	〇人
	基本協定締結説明書 4. (6) ③に示す資格を有 する者	〇人
	その他	〇人

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、4.
(6) ②③に示す資格のことです。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式 4)

担当設備希望調査票

協定締結を希望する対象設備について、協定締結を希望する順位を記載願います。

[記入例]

会社名：

設 備 名	希望される順位
①電気設備	(例) 第 2 希望
②通信設備	(例) 第 1 希望

- ・応募設備数については制限しないものとし、応募された設備は全て契約締結の対象とします。
- ・第 2 希望まで記載される場合は、それぞれの施工実績、技術者の資格の別記様式を提出願います。
- ・通信設備には下記、通信機器等の運用を含みます。
 - ・衛星小型画像伝送装置 (Ku-SAT II)
 - ・5GHz帯無線アクセスシステム (i-RAS)

基本協定応募資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定応募資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- ☐ 基本協定応募資格確認申請書（別記様式１） →必須提出
- ☐ 令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格に係る書類 →必須提出
（中国地方整備局における令和７・８年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し）
※４．応募資格（２）参照

会社の施工実績関係

- ☐ 過去の施工実績（別記様式２） →必須提出
- ☐ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- ☐ 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

総括的に管理する技術者の資格

- ☐ 総括的に管理する技術者の資格（別記様式３） →必須提出
- ☐ 直接的かつ恒常的（３箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
→（健康保険被保険者証、監理技術者証等）
※直接的雇用関係等の証明のために「健康保険被保険者証」を提出する場合、「記号・番号・保険者番号」については、マスキング処理を施したうえで提出すること。
- ☐ 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

担当設備希望調査票

- ☐ 担当設備希望調査票（別記様式４） →必須提出
- ☐ その他参考資料（必要に応じ提出）

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格等が無効（応募資格無し）となりますので、ご注意下さい。